

改正 海域レジャー事業の届出方法の変更について (令和8年4月1日から)

1 令和8年3月31日時点で海域レジャー事業の届出をしている方

- (1) 複数業種を一括して届出をすることが可能です。
- (2) 書類の提出は、これまで3部提出から1部提出に変わりました。
- (3) 提出書類については、事業者へ写しの交付などはありませんので、必要な書類は提出前に事業者用の控えをとってください。
- (4) 下記の事項は全て「変更届出」となります。

業種の追加	○潜水業のみ届出しており、新たにスノーケリング業を始める場合等
支店の開業	○那覇店について届出しており、新たに浦添店を開業する場合等
ガイド等の変更	○ガイドダイバーを新たに雇った場合等

- (5) 変更届出に必要な書類については、
 - ① 様式第11号 海域レジャー事業廃止・変更届出書
 - ② 変更事項に係る書類となっております。②の添付書類については、各警察署担当者へ変更したい内容をお伝えの上、詳細をご確認ください。
- (6) みなし事業者（カヌー等提供業、水上設置遊具運営業）に該当する方は、「04 みなしカヌー等提供業届出者に対する届出方法の案内について」及び「06 みなし水上設置遊具運営業届出者に対する届出方法の案内について」をご確認下さい。

2 令和8年3月31日時点で海域レジャー事業の届出がなく、令和8年4月1日以降に海域レジャー事業の届出を行う方

- 新規届出となります。
- 複数店舗、複数事業を一括して届出することが可能です。
- 必要な書類については 「02 届出に必要な書類一覧」 をご覧の上、各警察署担当者へお問合せください。

業種の追加	○潜水業のみ届出しており、新たにスノーケリング業を始める場合等
支店の開業	○那覇店について届出しており、新たに浦添店を開業する場合等
ガイド等の変更	○ガイドダイバーを新たに雇った場合等